

平成 28 年度通学路安全推進事業の取組

松前町教育委員会

1. 取組の目的

通学路の安全を確保するため、学校、教育委員会及び関係機関等の連携により通学路の合同点検や安全対策の検討を行い、地域の実態に即した通学路の安全対策を推進することを目的とする。

2. 取組の内容

○平成 28 年 8 月 23 日(火) 9:00 第 1 回松前町通学路安全推進連絡協議会

- ・松前町通学路交通安全プログラム及び事業計画の説明
- ・合同点検箇所及び日程の概要を説明

【出席者内訳：通学路安全対策アドバイザー1名、PTA 3名、学校関係者 6 人、警察関係者 1 名、道路管理関係者 4 名、その他機関関係者 3 人、教育委員会関係者 6 人】



○平成 28 年 8 月 23 日(火) 10:00 松前町通学路合同点検

- ・危険箇所の現地状況を校区ごとに確認及び対策を検討し、9月に指導助言

【出席者内訳：通学路安全対策アドバイザー1名、PTA 3名、学校関係者 6 人、警察関係者 1 名、道路管理関係者 4 名、その他機関関係者 2 人、教育委員会関係者 3 人】



- 平成 28 年 10 月 13.14.17 日 14:00 下校指導及び下校状況確認
・通学路安全対策アドバイザーによる各小学校巡回



- 平成 28 年 11 月 17 日(木) 15:00 松前町通学路安全対策推進会議
・通学路安全対策アドバイザーの指導・助言を受け、学校、警察及び道路管理者等が、通学路の危険箇所の確認と対策案について協議
【出席者内訳：通学路安全対策アドバイザー1名、学校関係者6人、警察関係者1名、道路管理関係者4名、その他機関関係者1人、教育委員会関係者5人】
- 平成 28 年 12 月 20 日(火) 14:00 下校指導及び下校状況確認
・通学路安全対策アドバイザーによる各小学校巡回



- 平成 29 年 1 月 19 日(木) 第 2 回松前町通学路安全推進連絡協議会
・通学路合同点検の結果を受け、危険箇所の具体的対策等の取組状況を報告
・合同点検箇所及び日程の概要を説明
【出席者内訳：通学路安全対策アドバイザー1名、PTA 3名、学校関係者6人、警察関係者1名、道路管理関係者4名、その他機関関係者3人、教育委員会関係者7人】



3. 取組における成果

- 危険箇所の対策を検討する上で、関係機関が一堂に会することにより、連携及び協力を促進することができ、共通認識できた。
- 危険箇所を関係機関が合同で点検を行うことにより、対応機関を明確にでき、その対応策や計画について協議することができた。
- 改善を完了した箇所は2箇所と少ないが、完了していない箇所についても年度内に実施予定であり、完了までに数年かかる大型改良事業についても工事を着手しており、実現化への見通しができた。
- 通学路安全対策アドバイザーの指導・助言により、対策すべき機関の把握やその実現に向けた可能性の判断が速やかにでき、また、関係機関との連携も的確に実施できた。
- 通学路安全対策アドバイザーが登下校を視察することにより、危険箇所における児童生徒の通学状況を具体的に把握し、指導することができた。
- 教職員を始めとし、校区毎に安全協会・P T A・地域のボランティア団体の方が積極的に協力していただいていることがあらためて確認できた。

4. 今後の課題

- 通学路となっている県道は、通過交通が多く、横断に危険を伴う箇所や幅員が狭くて歩道スペースがない場所がある。既に信号の設置や横断歩道、注意啓発標識などの安全対策がされているものの、なお危険であることから、道路用地拡幅を伴う交差点改良事業等抜本的な対策が必要となるため、地権者の協力や多大な事業費用など困難な状況にある。
- 地形や道路形態によっては、交差点改良等道路構造上改良することが難しい危険箇所もあるが、現在は、教員の通学指導等により安全を確保している。
- 道路管理者等におけるハード整備面には、構造的に難しい箇所が多い。また、ソフト対策では一部の人に負担が偏っている。今後、被害者や加害者にならないためにドライバーへ交通規則遵守・交通安全運転等の啓発活動を引き続き実施する。